

表題部 (土地の表示)		調製	平成 3 年 6 月 2 0 日	不動産番号	0 2 2 5 0 0 0 1 5 3 3 0 0
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	横浜市栄区上之町			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1 1 5 1 番 8 3	原野	2 2 1		1 1 5 1 番 1 から分筆 〔昭和 4 6 年 1 2 月 8 日〕	
余白	宅地	2 2 1 5 1		②③昭和 4 7 年 3 月 7 日地目変更 〔昭和 4 7 年 5 月 3 0 日〕	
余白	余白	余白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 3 年 6 月 2 0 日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和 4 7 年 1 0 月 1 1 日 第 4 2 3 4 9 号	原因 昭和 4 7 年 1 0 月 9 日売買 所有者 横浜市戸塚区上之町 5 0 番 1 2 号 井上 秀 夫 順位 2 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 3 年 6 月 2 0 日
2	所有権移転	平成 1 8 年 1 月 1 9 日 第 7 9 9 号	原因 平成 1 7 年 1 0 月 3 0 日相続 所有者 横浜市栄区上之町 5 0 番 1 2 号 井上 英 子
3	所有権移転	令和 6 年 3 月 4 日 第 3 1 0 4 号	原因 令和 6 年 3 月 4 日売買 所有者 横浜市港南区上大岡西二丁目 2 番 1 2 号 MK フロントビル 5 0 3 号 株式会社インスパイアホームズ

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 3	抵当権設定	昭和 4 7 年 1 1 月 1 5 日 第 4 7 5 2 3 号	原因 昭和 4 7 年 9 月 3 0 日金銭消費貸借昭和 4 7 年 1 1 月 1 3 日設定 債権額 金 7 9 8 万 8, 0 2 2 円 利息 月 0・7 5 % 損害金 年 1 4 % (年 3 6 5 日割計算) 債務者 東京都国分寺市西町四丁目 1 番地けや き団地 3 2 棟 3 0 5 館 井上 秀 夫 抵当権者 横浜市中区本町五丁目 4 7 番地 株式会社 横浜銀行 (取扱店 公田支店) 共同担保 目録(2)第 7 5 1 8 - 9 0 1 号 順位 1 番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和 4 9 年 5 月 9 日 第 1 9 3 7 8 号	原因 昭和 4 9 年 4 月 2 3 日金銭消費貸借同日 設定

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>3</u>			債権額 金300万円 利息 年5・2% 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 横浜市戸塚区上郷町1151番地83 井上秀夫 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社横浜銀行公田支店) 共同担保 目録(※)第7517-901号 順位2番の登記を移記
3	1番、2番順位変更	昭和49年5月9日 第19380号	原因 昭和49年5月9日合意 第1 2番抵当権 第2 1番抵当権 順位3番の登記を移記
<u>4</u>	抵当権設定	昭和50年1月31日 第4595号	原因 昭和48年9月19日金銭消費貸借の同日保証契約による求償債権昭和49年3月22日設定 債権額 金450万円 損害金 年18% 債務者 横浜市戸塚区上郷町1151番地83 井上秀夫 抵当権者 大阪市北区堂島浜通一丁目25番1 旭化成工業株式会社 共同担保 目録(※)第3993-901号 順位4番の登記を移記
<u>5</u>	抵当権設定	昭和60年2月19日 第5885号	原因 昭和60年2月19日金銭消費貸借同日設定 債権額 金300万円 利息 年6・5% 損害金 年(365日当り)14・5% 債務者 横浜市戸塚区上之町50番12号 井上秀夫 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社横浜銀行公田支店) 共同担保 目録(※)第9264-901号 順位5番の登記を移記
6	2番、5番抵当権抹消	平成3年2月25日 第3953号	原因 平成3年2月8日弁済 順位6番の登記を移記
7	4番抵当権抹消	平成3年2月25日 第3954号	原因 平成3年2月8日主債務消滅 順位7番の登記を移記
8	1番抵当権抹消	平成3年3月5日 第4691号	原因 平成3年2月5日弁済 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成3年6月20日
9	根抵当権設定	令和6年3月4日 第3105号	原因 令和6年3月4日設定 極度額 金3,300万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 横浜市港南区上大岡西二丁目2番12号MKフロントビル503号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社インスパイアホームズ 根抵当権者 神奈川県横須賀市大滝町二丁目2番地 湘南信用金庫 (取扱店 上大岡支店)



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(横浜地方法務局栄出張所管轄)

令和6年3月12日

横浜地方法務局

登記官

湯 峯 奈 々 子



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。